

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
U U U M 株 式 会 社
代表取締役社長 鎌 田 和 樹

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月28日（水曜日）午後7時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2019年8月29日（木曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時00分）

2 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル ベルサール六本木B1
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3 目的事項

- 報告事項
1. 第6期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uuum.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況について

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善、設備投資の持ち直し、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が続いております。一方、海外においては、緩やかな景気回復が続いているものの、米中貿易摩擦に伴い、先行きが不透明な状況であります。

当社グループは、クリエイターサポートサービスを主たるサービスとして展開しておりますが、国内の端末別インターネット利用状況を見ると、スマートフォンの保有率が2018年10-12月で64.7%となり(総務省2018年「通信利用動向調査」)、スマートフォンの普及や通信インフラの発達に伴い、これまで以上に動画の視聴機会が増えております。

このような事業環境のもと、新たなクリエイターの獲得や育成、クリエイターを活用したプロモーションビジネスの拡大など、事業基盤の強化に努めるとともに、チャンネル運営、イベント、グッズといった新規事業の更なる拡大にも注力してまいりました。2018年8月には、当社所属チャンネルの月間再生回数が、創業以来最高値となる、40億回以上を達成しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は197億26百万円(前連結会計年度比68.1%増)、営業利益は12億47百万円(同74.0%増)、経常利益は12億47百万円(同77.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億89百万円(同118.8%増)となりました。なお、当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は129,843千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

建物及び付属設備・・・オフィス増床に伴う内装工事費用	36,133千円
構築物・・・新規事業に伴う設備構築	30,159千円
工具、器具及び備品・・・オフィス増床、人員増加に伴う備品購入費用	63,551千円

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な資金調達を目的として、主要取引金融機関2行と総額1,500,000千円の当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当期末における借入実行残高はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2018年10月22日をもって、レモネード株式会社の全株式を取得し子会社化し、2018年11月1日をもって同社を吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2016年5月期)	第 4 期 (2017年5月期)	第 5 期 (2018年5月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2019年5月期)
売上高(千円)	—	6,983,347	11,735,545	19,726,432
経常利益(千円)	—	350,877	703,683	1,247,857
親会社株主に 帰属する当期純利益(千円)	—	257,629	406,363	889,210
1株当たり 当期純利益金額(円)	—	15.06	22.65	47.82
総資産(千円)	—	2,184,419	3,657,540	6,305,768
純資産(千円)	—	684,163	1,806,263	2,840,414
1株当たり純資産(円)	—	40.01	99.04	149.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年5月25日付で普通株式1株につき40株、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2016年5月期)	第 4 期 (2017年5月期)	第 5 期 (2018年5月期)	第 6 期 (当事業年度) (2019年5月期)
売上高(千円)	3,299,710	6,983,347	11,735,545	19,726,432
経常利益(千円)	221,726	351,303	703,494	1,248,367
当期純利益(千円)	185,917	258,072	406,271	889,807
1株当たり 当期純利益金額(円)	10.87	15.09	22.65	47.85
総資産(千円)	976,212	2,185,796	3,657,923	6,306,136
純資産(千円)	426,533	684,606	1,806,614	2,841,363
1株当たり純資産(円)	△5.52	40.03	99.06	149.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年5月25日付で普通株式1株につき40株、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
(連結子会社) UUUM P A Y株式会社	東京都港区	1,000千円	100.0%	当社所属クリエイターへの 支払業務全般
(連結子会社) UUUMウェルス株式会社	東京都港区	5,000千円	100.0%	当社所属クリエイターへの 金融サービスの提供

(4) 対処すべき課題

① クリエイターサポートの強化

当社グループは、クリエイターに対して、バディ（マネージャー）によるサポートからタイアップ案件の獲得、イベントの開催、クリエイターグッズの販売、バックヤードのサポートなど、様々な側面でクリエイターのバックアップに努めております。当社グループは、クリエイターが活躍のフィールドを広げ、多くのファンを獲得できるよう、サポート体制を更に強化し、多様化するクリエイターのニーズにも応えてまいります。そして、インターネット上で活躍する全てのクリエイターにとって、必要不可欠な存在を目指してまいります。

② 人材育成による生産性の向上

当社グループにとって最も重要な資産は「人」であり、優秀な人材の獲得や人材育成は当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループは、企業理念の社内浸透や研修制度の整備を強化し、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性の向上に努めてまいります。

③ コンテンツ管理体制の強化

当社グループは、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的なメディアとしての視聴者獲得や広告主の獲得につながるとの考えのもと、クリエイターに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力してまいりました。昨今では、インターネット上のコンテンツの健全性に対する世間の関心がますます高まっていることから、引き続き当社グループとしてコンテンツ管理体制を一層強化してまいります。

④ 新しい収益柱の確立

当社グループは、アドセンス収益（YouTubeチャンネル上に表示される広告に関連して生じる収益をいいます。）やタイアップを中心とした広告収益に依存した構造になっております。当社グループでは、所属クリエイターに更なる収益メリットを実現するとともに、当社グループの収益多様化の実現に向けて、新たな収益柱の確立に努めてまいります。

⑤ M&Aによる成長加速

既存事業において、強化・領域拡大・効率化等の面でシナジーが発揮できる企業に対して資本提携やM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社グループの継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

⑦ 海外展開

当社グループの所属クリエイターの動画視聴層は国内がほとんどですが、海外にはより多くの潜在的な視聴者がいると考えております。海外のMCN（マルチチャンネルネットワーク：複数のYouTubeチャンネルと連携し、動画制作、企業とのタイアッププロモーション、視聴者の獲得、ノウハウ提供、デジタル著作権管理、収益受け取りなどの面で支援を提供する事業体を総称していいます。）との協業を深めることにより、プロモーション案件の相互紹介やクリエイターのコラボレーションなど補完メリットを実現していきたいと考えております。また、海外コンテンツホルダーからのコンテンツ調達、海外プラットフォームへのコンテンツ提供にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

⑧ 情報管理体制の強化

当社グループは、クリエイターの個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年5月31日現在)

事業区分	事業内容
クリエイターサポートサービス	クリエイターの様々なタレント活動のサポートやクリエイターを活用した企業プロモーション
自社サービス	番組制作・チャンネル運営や、ゲームの開発・運営等

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年5月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区六本木六丁目10番1号
支 店	宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番27号

② 子会社

UUUM P A Y 株 式 会 社	東京都港区六本木六丁目10番1号
UUUM ウェルス 株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号

(7) 使用人の状況 (2019年5月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
382名	148名増	30.0歳	1.52年

(注) 従業員数には、契約社員及び当社グループから社外への出向者を含み、臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	397,216千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	322,784千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 68,400,000株
- ② 発行済株式の総数 18,916,620株
- ③ 株主数 11,523名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
鎌 田 和 樹	7,042,330	37.23
梅 田 裕 真	1,800,000	9.52
CHASE NOMINEES RE JASDEC TREAT Y CLIENT A/C (GENERAL)	1,147,978	6.07
JPMC OPPENHEIMER J ASDEC LENDING ACCOUNT	652,022	3.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	544,000	2.88
開 發 光	454,770	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	249,300	1.32
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST	230,000	1.22
THE BANK OF NEW YORK 133972	164,800	0.87
服 部 義 一	150,000	0.79

- (注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりません。
 2. 発行可能株式総数は、2018年10月1日付で実施した株式分割 (普通株式1株につき3株の割合) に伴い、45,600,000株増加しております。
 3. 発行済株式の総数は、2018年10月1日付で実施した株式分割 (普通株式1株につき3株の割合) に伴い、12,253,400株、新株予約権の行使により、583,720株増加しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として保有している新株予約権の状況
 - ・新株予約権の数
4,806個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 576,720 株 (新株予約権 1 個につき120株)
 - ・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	回 次 (1株当たりの行使価額)	行使の条件	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	第2回 (167円)	(注)	2016年12月2日から 2024年12月1日まで	4,056個	3名
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	第7回 (367円)	(注)	2019年 2 月23日から 2027年 2 月22日まで	750個	2名

(注) 新株予約権の行使条件

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ④ 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場 (以下「株式公開」という。) がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第11回新株予約権
発行決議日	2018年8月21日
新株予約権の数	50個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株
新株予約権の払込金額	一株につき 4,090円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,090円 資本組入額 2,045円
権利行使期間	2020年8月22日から 2028年8月21日まで
行使の条件	(注)
交付された者の人数	当社従業員2名

(注) 新株予約権の行使条件

- ①本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ②権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
 - ③本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合には、本新株予約権は相続されず、一切行使できないものとする。
 - ④本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について下記に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ア. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- イ. 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ウ. 権利者が下記の身分のいずれをも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a.当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - b.当社又は子会社の使用人
 - c.顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- エ. 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a.権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - b.権利者が取締役としての善管注意義務、忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

- オ. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - c. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - d. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - e. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - f. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - g. 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- カ. 当社は権利者が死亡した場合において相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鎌田和樹	
取締役	梅景匡之	ボディ・プランニングユニット、メディアユニット、ライブ・エンタテインメントユニット、インターナルオペレーションユニット担当
取締役	中尾充宏	コーポレートユニット、システムユニット、社長室担当
取締役	渡辺崇	経営企画室担当
取締役(常勤監査等委員)	山田裕介	東洋エンジニアリング株式会社社外取締役
取締役(監査等委員)	砂田浩孝	株式会社はせがわ常務取締役
取締役(監査等委員)	長南伸明	長南伸明公認会計士事務所所長 株式会社スタジオアタオ取締役 株式会社gumi社外取締役 SFPホールディングス株式会社取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	河島勇太	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 山田裕介、砂田浩孝、長南伸明及び河島勇太の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 山田裕介、砂田浩孝及び長南伸明の各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 山田裕介
委員 砂田浩孝
委員 長南伸明
委員 河島勇太
4. 当社は、4名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集、取締役会以外の重要な会議等への出席、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 監査等委員である取締役長南伸明氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役河島勇太氏は、弁護士であり、企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに関する知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	4名	149,540千円
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (4名)	38,290千円 (38,290千円)
合 計	8名 (4名)	187,830千円 (38,290千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2017年8月31日開催の第4回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の第5回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役山田裕氏は、東洋エンジニアリング株式会社の社外取締役を務めております。兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役砂田浩孝氏は、株式会社はせがわの常務取締役を務めております。兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役長南伸明氏は長南伸明公認会計士事務所の公認会計士であり、株式会社スタジオアタオの取締役、株式会社gumiの社外取締役、SFPホールディングス株式会社の取締役(監査等委員)を務めております。なお、株式会社gumiは当社の取引先ですが、同社との取引実績は、当社の当期決算における売上高の0.1%未満であり、僅少であります。その他の兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士であり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておらず、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	(常勤監査等委員) 山田裕介	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に豊富なマネジメント経験と幅広い見識に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	(監査等委員) 砂田浩孝	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に豊富なマネジメント経験と幅広い見識に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	(監査等委員) 長南伸明	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	(監査等委員) 河島勇太	河島氏は、2018年8月21日開催の第5回定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任されておりますところ、同氏の就任後に開催された取締役会11回、及び監査等委員会11回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで法令、定款及びその他規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人が、当社が社会の中で活躍する企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役及び執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。
 - ・ 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、事業リスク対策チーム、財務会計対策チーム、資産保全対策チーム、危機管理対策チーム、情報セキュリティ対策チーム、個人情報保護対策チーム、コンプライアンス対策チーム、及び緊急トラブルシューティングチームをその構成要素とし、それぞれの長に取締役を置くことで組成される。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を定時取締役会に報告する。
 - ・ 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ・ 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役に報告する。
 - ・ 業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。
 - ・ 監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって他の社内機関より独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。
 - ・ 当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。
 - ・ 金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。
 - ・ 当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などにより社内全体におけるコンプライアンス意識を徹底する。
 - ・ 当社グループにおける法令・定款・その他諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、

- 「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。
- ・法令・定款・その他諸規程の違反が認定された場合、「就業規則」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。
 - ・代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
- ② 当社の取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会議事録など重要な文書（電磁的記録を含む。）については、法令・「文書管理規程」に従って記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員及び内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。
 - ・取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これらに基づき適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会で制定される「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。
 - ・個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。
 - ・リスク管理の対策組織は、定期的または必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。
 - ・リスク管理の対策組織は、リスクの顕在化防止に必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。
 - ・緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して迅速に対応を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限及び責任の明確化を図り、迅速かつ効率的に業務を執行する。
 - ・重要な業務遂行のうち、取引額が相対的に小さい等、事業全体の状況に鑑み取締役会決議事項との関係で相対的に重要性の低い業務執行については、より迅速で多面的な検討を行うために取締役及び常勤監査等委員である社外取締役で構成される経営会議で審議する。

- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
 - ・ 当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。
 - ・ 内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果及び改善課題を、代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・ 監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

- ⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当該使用人については、補助すべき監査等委員会及び監査等委員の職務に関連し、監査等委員会または監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。
 - ・ 当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - ・ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務及び財産の状況などを報告する。

- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを徹底し、これを周知する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - ・ 監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ・ 監査等委員がその職務の執行に関し、緊急または臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で定期的な連絡会を開催する。
 - ・監査等委員は、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体へ出席することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当社は、毎月定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営課題について活発に議論し、重要事項について審議・決定しております。

また、取締役、執行役員及びその他経営陣幹部が出席する経営会議を、原則毎週開催し、取締役会で決議すべき事項以外の経営上重要な事項について審議・決定し、経営機能の強化に努めております。

また、取締役、執行役員及びその他経営陣幹部は「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき分担して職務を執行しております。

② コンプライアンス・リスクマネジメント体制について

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修を定期的を実施するとともに、常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会では、毎月、当社のコンプライアンスの状況、経営を取り巻く各種リスク、当社におけるリスクの発生について対応策を検討実施し、取締役会に報告・提言を行っております。

③ 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいて開催され、法令等に定められた事項の決議を行っております。

また、常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、意思決定の過程や内容について監査及び監督をしております。さらに、会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行い監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,709,726	流動負債	3,058,601
現金及び預金	2,109,000	買掛金	1,455,622
売掛金及び受取手形	1,695,006	一年内返済予定の長期借入金	313,248
有価証券	40,349	未払金	345,089
商品	79,009	未払費用	234,497
仕掛品	6,052	未払法人税等	324,817
貯蔵品	1,422	賞与引当金	211,220
未収消費税等	681,296	その他	174,106
その他	97,590	固定負債	406,752
固定資産	1,596,041	長期借入金	406,752
有形固定資産	146,116	負債合計	3,465,353
建物	130,881	(純資産の部)	
減価償却累計額	△74,751	株主資本	2,836,469
建物(純額)	56,130	資本金	709,366
構築物	32,938	資本剰余金	678,366
減価償却累計額	△20,989	利益剰余金	1,448,736
構築物(純額)	11,948	その他の包括利益累計額	△1,145
工具器具及び備品	144,658	その他有価証券評価差額金	△1,145
減価償却累計額	△66,620	新株予約権	5,090
工具器具及び備品(純額)	78,037		
無形固定資産	454,559	純資産合計	2,840,414
ソフトウェア	99,303		
のれん	355,255	負債純資産合計	6,305,768
投資その他の資産	995,365		
敷金及び保証金	592,118		
投資有価証券	221,040		
繰延税金資産	182,206		
資産合計	6,305,768		

連結損益計算書

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,726,432
売上原価	14,319,743
売上総利益	5,406,689
販売費及び一般管理費	4,159,585
営業利益	1,247,103
営業外収益	
受取利息	283
受取配当金	2,447
有価証券売却益	370
還付加算金	1,380
オプシヨン取引決済益	2,573
その他	1,059
営業外費用	
支払利息	1,893
支払手数料	1,740
先物取引決済損	1,231
為替差損	2,495
その他	0
経常利益	1,247,857
税金等調整前当期純利益	1,247,857
法人税、住民税及び事業税	476,804
法人税等調整額	△118,156
当期純利益	889,210
親会社株主に帰属する当期純利益	889,210

連結株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括 利益累計額	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当連結会計年度期首残高	638,868	607,868	559,526	1,806,263	—	—	1,806,263
当連結会計年度変動額							
新株の発行	70,497	70,497		140,995			140,995
親会社株主に帰属する 当期純利益			889,210	889,210			889,210
株主資本 以外の項目の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	△1,145	5,090	3,945
当連結会計年度変動額合計	70,497	70,497	889,210	1,030,205	△1,145	5,090	1,034,150
当連結会計年度末残高	709,366	678,366	1,448,736	2,836,469	△1,145	5,090	2,840,414

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 UUUM PAY株式会社
UUUM ウェルス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品および貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。また2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～3年

構築物 1～3年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	1,500,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,500,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 18,916,620株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,430,880株 |
|------|------------|

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は投資信託及び安全性の高い銀行預金等に投資する方針であります。デリバティブは、主としてリスクヘッジを目的として行うこととしており、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、株式と投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後2年であります。これらの一部は長期の変動金利で調達しているため、金利の変動リスクがあります。当該リスクに関しては、借入先および契約内容の見直しを行っております。

当社は、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現 金 及 び 預 金	2,109,000	2,109,000	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,695,006	1,695,006	—
(3) 有 価 証 券	40,349	40,349	—
(4) 未 収 消 費 税 等	681,296	681,296	—
(5) 敷 金 及 び 保 証 金	592,118	594,991	2,872
資 産 計	5,117,771	5,120,644	2,872
(1) 買 掛 金	1,455,622	1,455,622	—
(2) 未 払 金	345,089	345,089	—
(3) 未 払 法 人 税 等	324,817	324,817	—
(4) 長 期 借 入 金 (※)	720,000	717,927	△2,072
負 債 計	2,845,528	2,843,456	△2,072

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 有価証券、(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、残存期間および国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額221,040千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 149円89銭

(2) 1株当たりの当期純利益 47円82銭

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,704,095	流動負債	3,058,020
現金及び預金	2,103,260	買掛金	1,455,622
受取手形及び売掛金	1,695,006	一年内返済予定の長期借入金	313,248
有価証券	40,349	未払金	345,791
商品	79,009	未払費用	234,497
仕掛品	6,052	未払法人税等	324,729
貯蔵品	1,422	賞与引当金	211,220
未収消費税等	681,296	その他	172,912
その他	97,698	固定負債	406,752
固定資産	1,602,041	長期借入金	406,752
有形固定資産	146,116	負債合計	3,464,772
建物	130,881	(純資産の部)	
減価償却累計額	△74,751	株主資本	2,837,417
建物(純額)	56,130	資本金	709,366
構築物	32,938	資本剰余金	678,366
減価償却累計額	△20,989	資本準備金	678,366
構築物(純額)	11,948	利益剰余金	1,449,685
工具器具及び備品	144,658	その他利益剰余金	1,449,685
減価償却累計額	△66,620	繰越利益剰余金	1,449,685
工具、器具及び備品(純額)	78,037	評価・換算差額等	△1,145
無形固定資産	454,559	その他有価証券評価差額金	△1,145
ソフトウェア	99,303	新株予約権	5,090
のれん	355,255		
投資その他の資産	1,001,365		
敷金及び保証金	592,118		
投資有価証券	221,040		
繰延税金資産	182,206		
関係会社株式	6,000		
資産合計	6,306,136	純資産合計	2,841,363
		負債純資産合計	6,306,136

損 益 計 算 書

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,726,432
売 上 原 価		14,319,743
売 上 総 利 益		5,406,689
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,159,135
営 業 利 益		1,247,553
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	283	
受 取 配 当 金	2,447	
有 価 証 券 売 却 益	370	
還 付 加 算 金	1,380	
オ プ シ ョ ン 取 引 決 済 益	2,573	
そ の 他	1,120	8,176
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,893	
支 払 手 数 料	1,740	
先 物 取 引 決 済 損	1,231	
為 替 差 損	2,495	
そ の 他	0	7,361
経 常 利 益		1,248,367
税 引 前 当 期 純 利 益		1,248,367
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	476,716	
法 人 税 等 調 整 額	△118,156	358,560
当 期 純 利 益		889,807

株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	638,868	607,868	607,868	559,877	559,877	1,806,614
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	70,497	70,497	70,497			140,995
当 期 純 利 益				889,807	889,807	889,807
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）						
当期変動額合計	70,497	70,497	70,497	889,807	889,807	1,030,803
当 期 末 残 高	709,366	678,366	678,366	1,449,685	1,449,685	2,837,417

	評価・換算差額等 その他有価証券評 価差額金	新株予約権	純資産合計
	当 期 首 残 高		
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			140,995
当 期 純 利 益			889,807
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）	△1,145	5,090	3,945
当期変動額合計	△1,145	5,090	1,034,748
当 期 末 残 高	△1,145	5,090	2,841,363

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - 子会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産
 - 商品および貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法によっております。
 - ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。また2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～3年
構築物	1～3年
工具、器具及び備品	2～10年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

重要な引当金の計上基準

- 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債務	1,146千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

販売費及び一般管理費	3,586千円
------------	---------

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年5月31日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	162,401千円
未払事業税	22,155
賞与引当金	75,959
その他	15,570
繰延税金資産小計	276,087
評価性引当額	△65,754
繰延税金資産合計	210,332
繰延税金負債	
ソフトウェア	△28,126
繰延税金負債合計	△28,126
繰延税金資産の純額	182,206

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 149円94銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 47円85銭 |

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月12日

UUUM株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 間 愛 雄

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、UUUM株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UUUM株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月12日

UUUM株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 間 愛 雄

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UUUM株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月12日

UUUM株式会社 監査等委員会

社外取締役（常勤監査等委員）	山	田	裕	介	印
社外取締役（監査等委員）	砂	田	浩	孝	印
社外取締役（監査等委員）	長	南	伸	明	印
社外取締役（監査等委員）	河	島	勇	太	印

(注) 監査等委員山田裕介、砂田浩孝、長南伸明及び河島勇太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、経営体制を充実させ更なる強化を図るため、新任の候補者1名を含め取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討が行われ、その結果、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 鎌田和樹 (1983年12月3日生)	2003年10月 株式会社光通信入社 2006年11月 テレコムサービス株式会社出向 2010年4月 株式会社光通信執行役員 2013年6月 当社設立 当社代表取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 CEO（現任）	7,042,330株
【取締役候補者とした理由】 当社創業者として、強力なリーダーシップを発揮するとともに、当社所属の専属クリエイターとの強固な信頼関係を築いております。また、YouTube動画、これにかかるプロモーションに関して豊富な知識を有し、当社の経営方針や事業戦略の決定において極めて重要な役割を果たしております。このようなリーダーシップや豊富な知識、またクリエイターとの強固な信頼関係は、当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としてしました。			
2	再任 梅景匡之 (1978年3月3日生)	2001年3月 株式会社NEXS入社 2007年10月 株式会社光通信入社 2010年4月 同社統括部長 テレコムサービス株式会社取締役 2014年7月 当社入社 2014年12月 当社取締役 2019年6月 当社取締役 COO（現任） バディ・プランニングユニット、メディアユニット、ライブ・エンタテインメントユニット、社長室担当	72,260株
【取締役候補者とした理由】 創業間もない当社に入社後、当社のクリエイターサポート事業をはじめとする事業全般の執行責任者として、現在まで当社を成長させてきた実績を有しております。この実績及びYouTubeに対する深い見識は、当社の事業執行において不可欠かつ当社の企業価値向上に引き続き資するものと判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	再任 なか お みつ ひろ 中 尾 充 宏 (1977年5月17日生)	2001年4月 丸三証券株式会社入社 2003年1月 株式会社日広 (現GMO NIKKO株式会社) 入社 2006年6月 株式会社F1メディア入社 2007年4月 株式会社インタースパイア (現ユナイテッド株式会社) 入社 2011年3月 株式会社ナンバーエイト設立 代表取締役就任 2014年7月 当社入社 2014年12月 当社取締役 (現任) コーポレートユニット、システムユニット 担当	32,260株
【取締役候補者とした理由】 創業間もない当社に入社後、当社企業向け案件全般の営業を担当し、当社の成長に大きく寄与いたしました。現在はコーポレート部門を統括し、当社コーポレート部門強化に大きな役割を果たしております。引き続き、コーポレート部門の一層の強化、ひいては当社の企業価値向上に果たす役割は大きいと判断し、取締役候補者としてしました。			
4	再任 わた なべ たかし 渡 辺 崇 (1982年9月9日生)	2005年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2010年12月 同社ヴァイス・プレジデント 2014年12月 当社取締役 (現任) 経営企画室担当	72,260株
【取締役候補者とした理由】 外資系証券会社におけるインターネット業界を担当する証券アナリストとして豊富な実務経験に加え、当社入社以来、財務部門の責任者を務め、当社マザーズ市場への上場に多大な役割を果たしました。このような経験、実績は、当社の投資戦略にかかる意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	新任 いち かわ よし のり 市 川 義 典 (1978年7月21日生)	2001年 4月 三友株式会社入社 2006年 3月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ入社 2009年 6月 株式会社電通出向 2013年 1月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ帰任 2015年10月 当社執行役員（現任） バディ・プランニングユニット担当	5,800株
【取締役候補者とした理由】 広告業界でのメディアプラン設計や企画開発等、実務経験に加え、当社入社以来、主要事業であるインフルエンサーマーケティング事業、クリエイターサポート事業において責任者を務め、現在まで当社を成長させてきた実績を有しております。この実績およびYouTube、インフルエンサーマーケティングに対する深い見識は、当社の企業価値向上に寄与すると判断し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2019年5月31日現在の株式数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役のうち河島勇太氏を除く3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 やま だ ゆう すけ 山 田 裕 介 (1953年12月26日生)	1977年 4 月 野村證券株式会社入社 1999年 6 月 同社取締役 2003年 4 月 同社常務取締役 2003年 6 月 同社常務執行役兼野村ホールディングス株式会社執行役 2009年 3 月 株式会社ジャフコ常務執行役員 2009年 6 月 同社常務取締役 2013年 4 月 同社専務取締役 2014年 7 月 当社常勤監査役 2015年 6 月 東洋エンジニアリング株式会社社外取締役 (現任) 2015年 8 月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)	75,900株
<p>【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由】 証券会社、ベンチャーキャピタルでそれぞれ取締役を歴任し、豊富な業務運営、企業経営経験と幅広い見識を有していることから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役候補者としました。なお、山田裕介氏の当社取締役 (監査等委員) としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	<p>再任</p> <p>すな だ ひろ たか 砂 田 浩 孝 (1954年5月13日生)</p>	<p>1978年 3月 株式会社レナウン入社</p> <p>1997年 9月 インチケープマーケティングジャパン株式 会社入社</p> <p>2000年 2月 ティンバーランドジャパン株式会社代表取 締役社長</p> <p>2007年 4月 ワンスアラウンド株式会社取締役</p> <p>2007年 5月 株式会社新星堂副社長執行役員 総合企画本部長</p> <p>2008年 5月 同社代表取締役社長</p> <p>2013年 5月 同社相談役</p> <p>2014年 3月 TSUTAYA STATIONERY NETWORK 株 式会社 代表取締役社長</p> <p>2014年 7月 当社監査役</p> <p>2015年 8月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2016年 6月 株式会社はせがわ取締役執行役員 S C開発部担当</p> <p>2017年 6月 同社常務取締役執行役員 商品部・商品開発部 兼 S C開発部担当</p> <p>2018年 4月 同社常務取締役執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当</p> <p>2019年 6月 同社専務取締役上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部 兼 営業企 画グループ担当（現任）</p>	51,100株
<p>【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由】 エンタテインメント業界における代表取締役として豊富な経験・幅広い見識を有していることから、 今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役候補 者となりました。なお、砂田浩孝氏の当社取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時 をもって4年であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	再任 長 南 伸 明 ちよう なん のぶ あき (1973年9月9日生)	1996年 4月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年 7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2015年 8月 長南伸明公認会計士事務所所長（現任） 2015年 9月 株式会社スタジオアタオ取締役（現任） 2017年 7月 株式会社gumi社外取締役（現任） 2017年 8月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年 5月 SFPホールディングス株式会社 取締役（監査等委員）（現任）	1,100株
<p>【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由】 公認会計士としての経験、他のベンチャー企業の取締役としての豊富な経験や幅広い見識を有していることから、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、取締役候補者としました。なお、長南伸明氏の当社取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 山田裕氏、砂田浩孝氏及び長南伸明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。当社は、かかる候補者を東証の独立役員に届出ており、選任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員として届出る予定であります。
3. 山田裕氏、砂田浩孝氏及び長南伸明氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額です。
4. 各候補者の所有する当社の株式数は、2019年5月31日現在の株式数を記載しております。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木七丁目18番18号

住友不動産六本木通ビル ベルサール六本木 B 1

TEL 03-3479-1621



交通 東京メトロ日比谷線 六本木駅 2番出口より 徒歩約2分

都営大江戸線 六本木駅 4b出口より 徒歩約4分